

平成28年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	349	交通政策課	456	補助金	離島住民交通	意見	<p>齋島，三角島それぞれの住民に対してキャッシュバックという形で補助金を交付している。概要に記載のとおり，旧合併町のときの行政を引き継いだ結果，現状は航路毎の支給率が異なっているが，合併から一定の年数が経過しており，補助率の違い等を整理する必要があると考える。</p>	<p>齋島航路及び三角航路の補助率（齋島航路：1/2，三角航路：10/10）が異なることについて検討を行ってきたが，片道1回当たりの補助金額（齋島：最少160円，三角島130円）は同程度であり，現状である程度の均衡がとれていることに鑑み，補助率の見直しは行わないこととする。なお，今後，各航路の便数や寄港地の見直し等を行う予定であり，その先の将来的な航路統合等については，引き続き検討を行っていく。</p>

令和3年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R3年度	72	総務課	3	歳入歳出業務に係る内部統制の運用状況に関する意見	日付データの有効利用	意見	起案文書の日付データについて、電子決裁システムで生成されるデータを利用して、さらに一歩進めた回議・合議の進捗管理を行い、業務手続の効率化に資することが望まれる。	庶務事務システムにおける電子決裁は令和4年7月1日から、財務会計システムにおける電子決裁は令和4年8月1日からそれぞれ運用開始された。 このことにより、いつ、誰が決裁したのかがデータで把握可能となり、決裁に係る人数や時間などが分析できるようになった。 その分析結果を参考に、令和7年度運用開始の内部共通事務システム（文書管理システム）において、一般文書等を含めた電子決裁全体を効率的に実施できるよう、令和6年度中に文書取扱規程の改正及び運用マニュアルの策定等を行う。

令和4年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	45	複数共通 (収納課)	3	資料収集	資料収集	指摘	任意の財産調査に関し、収入・資産等に関する客観的な資料提出をほとんど受けられていない状況を是正し、滞納者に対し、積極的に資料提出を求めるべきである。	債権管理マニュアルにも示しているとおおり、早期の段階で任意の財産調査を行い、その根拠資料の提出を求めるべきであることから、債権管理研修の際に改めて周知を図った。 今後も、引き続き、債権管理研修の実施や債権管理担当課との意見交換の機会において、一層の周知に努めることとする。
R4年度	46	複数共通 (収納課)	3	資料収集	資料収集	意見	任意の財産調査に当たり、滞納者に対し、個人情報提供に係る同意書の提出を積極的に求めるべきである。	債権管理マニュアルの様式集（個人情報提供に係る同意書）にも示しているとおおり、分割納付の要望があった場合などの機会を捉え、滞納者から個人情報提供に係る同意書の提出を積極的に求めるべきであることから、債権管理研修の際に改めて周知を図った。 今後も、引き続き、債権管理研修の実施や債権管理担当課との意見交換の機会において、一層の周知に努めることとする。
R4年度	47	複数共通 (収納課)	4	呉市債権管理マニュアルおよび様式集	呉市債権管理マニュアルおよび様式集	意見	滞納債権を有する各担当課において、呉市債権管理マニュアルの一層の周知に努めるのが望ましい。	債権管理研修の際に改めて周知を図った。 今後も、引き続き、債権管理研修の実施や債権管理担当課との意見交換の機会において、呉市債権管理マニュアルの一層の周知に努めることとする。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	48	複数共通 (行政改革デジタル推進第1課・第2課)	5	専門的部署の設置	専門的部署の設置	意見	非強制徴収公債権および私債権の回収に関する専門的部署を組織し、任意での回収が困難とみられる債権について担当課から移管し、一元的に管理する体制を整備することを検討することが望ましい。	非強制徴収公債権及び私債権については、法令上の制約により強制徴収公債権との情報共有に課題があるため、債権回収対策室（財務部収納課）で一元的に滞納整理を行うことが困難である。 また、財務部とは別の部署に非強制徴収公債権及び私債権の回収に関する専門的部署を組織した場合、専門性の向上は期待できるものと考えられる。 一方で、上記と同様の理由で債権間での情報共有に課題があることや、財産調査に一定の制約があるため、事務の効率性の観点から有効性に疑問がある。 また、他の県内市・中核市でも先行事例は見受けられなかった。 したがって、非強制徴収公債権及び私債権についての今後の方針としては、「呉市債権管理マニュアル」の充実や各課の担当者のスキルアップに向けた研修の機会の確保に努めていくものとする。 私債権については、令和5年3月に策定した「第4次呉市行政改革実施計画」において、専門的な知識と経験を有する事業者への委託を拡大し、徴収体制を強化することとしている。
R4年度	49	複数共通 (行政改革デジタル推進第1課・第2課、収納課)	7	徴収又は収納事務の委託	徴収又は収納事務の委託	意見	庁内での実績を踏まえつつ、滞納債権を有する担当課において、歳入の徴収または収納の委託（自治令158条）の検討をすることが望ましい。	令和2年度から一部の私債権（母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金）において民間事業者への徴収事務委託を導入し、一定の成果が得られている。 令和5年3月に策定した「第4次呉市行政改革実施計画」において、他の私債権についても専門的な知識と経験を有する事業者への委託を拡大し、徴収体制を強化することとした。 令和5年度から新たに災害援護資金償還金及び住宅整備資金償還金について、民間事業者への委託を導入した。 今後も他の私債権について導入を検討し、効果を検証していく。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	57	人事課	11	債権管理台帳の作成・管理	職員手当過年度戻入	意見	債権管理台帳の記載に正確を期するべきである。	指摘のあった債権管理台帳については、速やかに修正を行った。 今後は、課内で情報共有を行い、債権の正確な管理を行う。
R4年度	61	行政改革デジタル推進第1課	8	遅延損害金等の徴収	有線放送施設使用料（豊浜）	指摘	本来、滞納債権については遅延損害金を徴収するべきである。なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。	滞納者に対するこれまでの請求で遅延損害金を請求しておらず、また、完納した滞納者からも遅延損害金を徴収していないことから、現在の滞納者についても請求しないこととした。
	63		10		有線放送施設使用料（豊）			
R4年度	65	管財課	12	財産調査・履行延期の特約等の措置	貸家料	意見	時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活保護受給中であることを理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後10年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。	今後は必要に応じて履行延期の特約や債権の免除等の適切な債権管理に努める。
R4年度	65	管財課	13	私債権の放棄	貸家料	意見	滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。	長期間を経過した債権については、滞納者の生活状況や収支状況等の把握に努めた上で、回収の見込みがないと判断できる場合は、呉市私債権の管理に関する条例に基づき債権放棄を検討する。
	67		16		貸地料			
R4年度	67	管財課	15	財産調査・履行延期の特約等の措置	貸地料	意見	時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活困窮を理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後10年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。	今後は必要に応じて履行延期の特約や債権の免除等の適切な債権管理に努める。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	105	市民窓口課	17	債権管理台帳の作成・管理	アウトソーシングに係るレジ保守管理費相当分	意見	債権管理台帳が作成されていない。従前から委託業者の滞納がなかったため実質的な問題が出ているわけではないものの、条例で求められている債権管理台帳を作成すべきである。	令和4年10月からの手数料等業務委託契約の中でレジスターの保守契約については、受託者が直接扱うこととなり、呉市が管理する債権が発生しないことから債権管理台帳は必要なくなった。
R4年度	107	人権・男女共同参画課	18	私債権の放棄	世帯更生資金貸付	意見	消滅時効期間経過および破産免責済みの債権について、呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。	消滅時効期間経過および破産免責済み等の回収見込みがない債権については、滞納者の現況を調査確認した後に呉市私債権管理条例による放棄について検討する。
R4年度	107	人権・男女共同参画課	19	財産調査・履行延期の特約等の措置	世帯更生資金貸付	意見	既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令171条の6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	滞納者から個人情報提供に係る同意書の提出を求め、財産調査を含めた現況を調査し、資力がない場合は履行延期の特約等、資力がある場合は費用対効果を考慮しながら法的手続等の対応を検討する。
R4年度	107	人権・男女共同参画課	12	遅延損害金等の徴収	世帯更生資金貸付	指摘	本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。	これまで完納された滞納者から遅延損害金を徴収した実績がないため今後も遅延損害金の請求は行わない予定である。
R4年度	169	福祉保健課	14	連帯保証人への通知・請求	災害援護資金償還金	指摘	滞納を生じた場合には、連帯保証人に対して速やかに請求を行うべきである。	令和5年度から開始した債権回収業務委託の事業者を通じて連帯保証人への請求を行う。
R4年度	169	福祉保健課	20	その他	災害援護資金償還金	意見	償還金の支払猶予や償還免除等の措置がなされていない債権について、時効更新の措置を徹底すべきである。	令和5年度から開始した債権回収業務委託の事業者を通じて債権回収に努め、時効更新の措置を図る。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	169	福祉保健課	21	私債権の放棄	災害援護資金償還金	意見	滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである	令和5年度から開始した債権回収業務委託の事業者の意見を伺いながら、呉市私債権管理条例により放棄すべき債権を検討する。
R4年度	169	福祉保健課	22	財産調査・履行延期の特約等の措置	災害援護資金償還金	意見	既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置を検討し、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	令和5年度から開始した債権回収業務委託の事業者を通じて、所得及び財産の調査を行うなどし、事案に応じて履行延期の特約・法的手続・民事執行など適切な滞納整理方法を検討する。
R4年度	173	福祉保健課	16	連帯保証人への通知・請求	住宅整備資金償還金	指摘	滞納を生じた場合には、連帯保証人に対して速やかに請求を行うべきである。	令和5年度から開始した債権回収業務委託の事業者を通じて連帯保証人への請求を行う。
R4年度	173	福祉保健課	23	財産調査・履行延期の特約等の措置	住宅整備資金償還金	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置を検討し、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	令和5年度から開始した債権回収業務委託の事業者を通じて、所得及び財産の調査を行うなどし、事案に応じて履行延期の特約・法的手続・民事執行など適切な滞納整理方法を検討する。
R4年度	195	保険年金課	17	遅延損害金等の徴収	後期高齢者医療保険料	指摘	延滞金の計算および徴収を行うべきである。	延滞金の算出が可能な管理システムを令和6年度中に導入予定であり、令和7年度から徴収開始できるよう準備を進めていく。
R4年度	207	介護保険課	19	分割納付誓約書の提出	介護保険料	指摘	分割納付誓約書の提出なく口頭約束のみで分割納付が行われているものについては、時効更新等の証拠を確保する観点から、分納誓約書等の書面提出を受けるべきである。	令和5年度当初から時効期限が到来する保険料について、分納誓約書を書面で受けるようにした。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	207	介護保険課	20	遅延損害金等の徴収	介護保険料	指摘	延滞金について、債権回収対策室に移管されなければ徴収がされていない。これは、介護保険料が制度開始当初（平成12年4月）から年金天引きによる徴収を基本としており、延滞金が生じることを想定していなかったため、管理システムにおいて滞納状況や延滞金額を記録する設定となっておらず、実務上もこれを計算できていないことが要因である。そもそも滞納額が多額になるおそれは低くそれに伴う延滞金についても僅少と考えられるが、法に準拠し延滞金の計算および徴収を行うべきである。	管理システムにおいては滞納状況や延滞金を管理・計算することが可能なため、令和5年度当初から延滞金が発生する場合は、計算し徴収することとした。
R4年度	215	高齢者支援課	24	財産調査・履行延期の特約等の措置	高齢者保護入所措置費	意見	今後、滞納を生じた場合、財産調査を実施の上、要件を満たす場合に履行延期の処分（自治令171条の6）の措置をとるのが望ましい。	今後、滞納が発生した場合は、財産調査を含めた現況を調査し、必要に応じて履行延期の処分の措置をとる。
	217		25		シルバーハウジング入所者負担金			
R4年度	217	高齢者支援課	26	遅延損害金等の徴収	シルバーハウジング入所者負担金	意見	今後、滞納を生じた場合、遅延損害金を請求すべきである。	今後、滞納を生じた場合、遅延損害金を請求する。
R4年度	219	病院事業課	27	財産調査・履行延期の特約等の措置	診療等未収金	意見	時効期間を経過した債権があると見られるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活保護受給中であることを理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後10年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手順をとるべきであった。	今後は必要に応じて履行延期の特約や債権の免除等を行い、適切な債権管理に努める。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	219	病院事業課	28	私債権の放棄	診療等未収金	意見	滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである	長期間を経過した債権については、滞納者の生活状況や収支状況等の把握に努め、回収の見込みがないと判断したものは、呉市私債権の管理に関する条例に基づき債権放棄を検討する。
R4年度	227	生活支援課	31	その他	生活保護返還金	意見	生活保護法63条に基づく生活保護費返還債権は、法改正によって平成30年10月1日以降に支給された生活保護費については、原則として強制徴収公債権となる。このため、法律上履行延期の処分（自治令171条の6第1項）をなし得ない。担当課は、法改正前と同様の書式を利用しており、一見、履行延期の処分と見えるような書式を採用していることについて、強制徴収公債権となる債権に対しては取扱いを是正するのが望ましい。	令和5年度より債務者から新様式による分割納付（又は相殺）申出書の提出を受けることで、納付書（又は相殺）による返還方法を決定することとした。 また、生活保護法63条に基づく生活保護費返還債権のうち、債務者の責により発生した債権（就労収入の未申告等）については、決定時において費用返還命令書を交付する際に、併せて生活保護法77条の2の通知文を交付し、強制徴収公債権となる旨を説明することとした。
R4年度	229	生活支援課	33	財産調査・履行延期の特約等の措置	生活保護徴収金	意見	生活保護受給中の債務者に対して生活保護法29条に基づく財産調査を行っているものの、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を改めて行っていない。債務者の生活維持・自立支援を優先した債権回収を心がけるべきであるが、そうであるとしても、滞納後、費用対効果を考慮した財産調査を改めて行った上で、徴収猶予、滞納処分の執行停止等の措置を行い、債権回収を行わないことを正当化する処分を適切になすべきである。	返還が滞った債務者に対しては、督促・催告（文書・架電）による納付指導を行い、無反応の者に対しては、債権回収対策室へ案件移管を前提とした「移管予告通知書」を送付し、期限を過ぎても無反応の者については案件を債権回収対策室に移管している。 これまでも債権回収対策室において、財産調査等を実施し、滞納処分や徴収財産なし等の対応により判断を行っている。 生活支援課において保護廃止後、滞納後の財産調査は行ってきていないが、事務の効率性の観点から今後についても債権回収対策室への移管後に改めて財産調査を行うこととした。 なお、令和5年度から転出先にて生活保護を受給する債務者については、転出先自治体の担当課へ受給状況等について調査を行っている。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	231	こども支援課	23	遅延損害金等の徴収	母子父子寡婦福祉資金貸付金	指摘	原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、当該支払期日に支払わないことに関する「災害その他やむを得ない理由」の存在を厳格に調査・判断すべきである。	母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領の違約金の不徴収基準に該当するか調査し、不徴収基準に該当しない場合は違約金の徴収を行った。
R4年度	233	こども支援課	24	遅延損害金等の徴収	母子父子寡婦福祉資金貸付金 雑入（資格喪失分）	指摘	原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、当該支払期日に支払わないことに関する「災害その他やむを得ない理由」の存在を厳格に調査・判断すべきである。ただし、過去の違約金について今更請求することは信義則等に違反する可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。	対象となる債権は1件で、その債務者は生活保護を受給しており、母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領の違約金不徴収基準に該当するため違約金不徴収とした。
R4年度	233	こども支援課	35	財産調査・履行延期の特約等の措置	母子父子寡婦福祉資金貸付金 雑入（資格喪失分）	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとるべきである。資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、「災害その他やむを得ない理由」のない限り、違約金の徴収が必要となる。	対象となる債権は1件で、その債務者は生活保護を受給しており、母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領の違約金不徴収基準に該当するため違約金不徴収とした。
R4年度	295	環境施設課	38	財産調査・履行延期の特約等の措置	地域下水道使用料（竹田浜）	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約等（自治令171条の6）の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	滞納者から個人情報提供に係る同意書の提出を求め、滞納者の資力を調査し、資力のある滞納者からは未納額を回収した。また資力のない滞納者は、費用対効果がないため強制執行（裁判手続）は行わず、分納誓約書を提出させ、現在分納中である。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	335	住宅政策課	40	その他	危険空き家の緊急安全措置業務委託費	意見	適切な債権管理，回収業務に向けて，適切に前提事実や法的取扱いを確認することが期待される。	適切な債権管理を行うために，令和5年度に相続人調査等を実施済みであり，令和6年度からは相続人の自宅を訪問し，財産調査を行うこととする。
R4年度	337	住宅政策課	41	債権の分類	住宅使用料	意見	住宅使用料が公債権か私債権について争いあるものの，上記のとおり私債権と評価し，時効消滅および遅延損害金についても適切に管理すべきである。	行政実例（S26.11.10地自行発第365号）の解釈に照らし，公営住宅法に基づき入居者から徴収する家賃であることから，地方自治法第225条の公の施設の使用料（公債権）として区分する。
R4年度	337	住宅政策課	42	財産調査・履行延期の特約等の措置	住宅使用料	意見	滞納者に対しては，財産調査を実施の上，滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力が無い場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり，資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には，法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	納付相談に際し，滞納者から収支・財産状況を聴取し，その裏付けとなる資料の提出を求めるなど，客観的な事実を元に分割納付の可否を判断するよう努める。 分納不履行の場合は，誓約時に徴している財産調査に関する同意書に基づく調査を行い，資力がある場合は費用対効果を考慮しながら法的措置について検討する。 これらの取組は，今後予定する呉市住宅使用料滞納整理事務マニュアルの改正に合わせて令和6年度から実施する。
R4年度	337	住宅政策課	43	連帯保証人への通知・請求	住宅使用料	意見	連帯保証人に対しては将来の訴訟における請求をも見据え，遅くとも賃借人が滞納を開始してから3か月後には請求するよう徹底すべきである。	連帯保証人に対して，呉市住宅使用料滞納整理事務マニュアルのとおり，滞納3か月となった時点で滞納状況を通知・請求するよう改め，今後予定するマニュアルの改正に合わせて令和6年度から実施する。
R4年度	337	住宅政策課	44	連帯保証人への通知・請求	住宅使用料	意見	住宅使用料の滞納によっても明渡等の請求を行わない場合，滞納額の増加の状況および明渡請求を行っていない旨を連帯保証人に適宜通知して了解させておくなどの措置を講じるべきである。	連帯保証人に対して，滞納額の増加の状況及び明渡し請求を行っていない旨を適宜通知するよう改め，令和6年度から実施する。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	337	住宅政策課	35	その他	住宅使用料	指摘	原状回復費用を請求しない現在の対応を改め、原状回復費用を退去者に請求すべきである。また敷金からの原状回復費用の控除も徹底すべきである。	「呉市営住宅退去に係る敷金返還基準」、「呉市営住宅敷金の未納債務への充当及び還付に関する事務処理要綱」等を令和5年度中に改正し、退去時に未納の原状回復費用がある場合は、当該費用を敷金から控除し、控除後もなお未納金があるときは、退去者に請求するよう改め、令和6年度から実施する。
R4年度	341	住宅政策課	45	債権の分類	駐車場使用料	意見	駐車場使用料が公債権か私債権について争いあるものの、上記のとおり私債権と評価し、時効消滅および遅延損害金についても適切に管理すべきである。	前述の市営住宅使用料と同様に、公営住宅法に基づき入居者から徴収する市営住宅共同施設の使用料であることから、地方自治法第225条の公の施設の使用料（公債権）として区分する。
R4年度	341	住宅政策課	46	財産調査・履行延期の特約等の措置	駐車場使用料	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	納付相談に際し、滞納者から収支・財産状況を聴取し、その裏付けとなる資料の提出を求めるなど、客観的な事実を元に分割納付の可否を判断するよう努める。 分納不履行の場合は、誓約時に徴している財産調査に関する同意書に基づく調査を行い、資力がある場合は住宅使用料の滞納状況及び費用対効果を考慮しながら法的措置について検討する。 これらの取組は、今後予定する呉市住宅使用料滞納整理事務マニュアルの改正に合わせて令和6年度から実施する。
R4年度	341	住宅政策課	47	その他	駐車場使用料	意見	滞納者に対して駐車場使用許可を取り消し、滞納債権の増加防止する方法も考えられる。	駐車場使用許可のみを取り消した場合、近隣の違法駐車に繋がってしまう恐れがあるため、原則として駐車場単体での使用許可の取消は行わない。 市営住宅駐車場は市営住宅に付帯する共同施設であることから、住宅使用料の滞納状況及び費用対効果を考慮しながら市営住宅の明渡し請求等の法的措置について検討する。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	343	住宅政策課	48	財産調査・履行延期の特約等の措置	店舗使用料	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	納付相談に際し、滞納者から収支・財産状況を聴取し、その裏付けとなる資料の提出を求めるなど、客観的な事実を元に分割納付の可否を判断するよう努める。誓約時には財産調査に関する同意書を徴し、分納不履行の場合は当該同意に基づく調査を行い、資力がある場合は費用対効果を考慮しながら法的措置について検討する。これらの取組は、公債権である住宅使用料等に準じて令和6年度から実施する。
R4年度	343	住宅政策課	49	連帯保証人への通知・請求	店舗使用料	意見	連帯保証人に対しては将来の訴訟における請求をも見据え、遅くとも賃借人が滞納を開始してから3か月後には請求するよう徹底すべきである。	連帯保証人に対して、滞納3か月となった時点で滞納状況を通知・請求するよう改め、公債権である住宅使用料等に準じて令和6年度から実施する。
R4年度	345	住宅政策課	50	財産調査・履行延期の特約等の措置	住宅新築資金等貸付金	意見	時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活困窮等を理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後10年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。	今後は、滞納者の生活状況や収支状況等の把握に努め、回収の見込みがないと判断したものは、呉市私債権の管理に関する条例に基づき債権放棄を検討する。
R4年度	345	住宅政策課	51	私債権の放棄	住宅新築資金等貸付金	意見	滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。	長期間を経過した債権については、滞納者の生活状況や収支状況等の把握に努め、回収の見込みがないと判断したものは、呉市私債権の管理に関する条例に基づき債権放棄を検討する。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	345	住宅政策課	37	遅延損害金等の徴収	住宅新築資金等貸付金	指摘	担当課は、遅延利息を滞納者に請求していない。呉市住宅資金貸付条例によれば、災害その他の事情にて償還期限までに貸付金を償還することが極めて困難となった場合には遅延利息を請求しないことができるものの、担当課においてかかる事情の有無を十分に調査しているとは認められない。	滞納者に対して財産調査に関する同意書の提出を求め任意調査を実施するなど、滞納者の生活状況や収支状況等の把握に努め、条例のいう「災害その他の事情」に該当するかどうかを判断する。該当しない場合は、元金回収を優先とするが、遅延利息の徴収について検討する。
R4年度	345	住宅政策課	53	財産調査・履行延期の特約等の措置	住宅新築資金等貸付金	意見	担当課は、元金回収を優先することを理由に、滞納者に期限前償還を求めることが可能な状態にもかかわらずこれを行っていない。しかし、期限前償還を求めることが元金回収につながるか否かは、滞納者の資産・収入状況次第である。担当課は、滞納者の資産・収入を十分に調査した上で、期限前償還の要否および訴訟等の要否を決すべきである。	滞納者に対して財産調査に関する同意書の提出を求め任意調査を実施するなど、滞納者の生活状況や収支状況等の把握に努め、期限前償還の要否及び法的措置の要否を検討する。
R4年度	349	住宅政策課	54	債権管理台帳の作成・管理	手数料	意見	債権管理台帳の管理方法について、適切に管理されるよう是正されたい。	債権管理台帳については、現状のエクセルデータでの管理に加えて、ファイル基準表に継続フォルダとして記載し、台帳の存在を明確にする。
R4年度	349	住宅政策課	55	私債権の放棄	手数料	意見	呉市私債権管理条例による放棄を検討されたい。	時効期間を経過した債権については、滞納者の生活状況や収支状況等の把握に努め、回収の見込みがないと判断したものは、呉市私債権の管理に関する条例に基づき債権放棄を検討する。
R4年度	351	土木総務課	56	その他	道路占用料	意見	事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分等を検討されたい。	有料対象である占用許可物件については、経済的事由等による減免は困難であることから、今後も占用料を滞納する占有者に対しては、督促、訪問徴収等を適切に実施していく。また、占用料の滞納等が解消しない場合には、占用物件の自主撤去の指導を行った上で、自主撤去の見込みがない場合には、許可の取消しを含めた対応を行うなど、今後も適切に指導等を実施していくものとする。
	353		57		河川占用料			

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	355	土木総務課	58	財産調査・履行延期の特約等の措置	公園使用料	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	滞納者に対しては、引き続き文書等により催告を行い、自主納付を促していく。それでも応じない場合は、財産調査に関する同意書を送付し、同意書が取れた場合は財産調査を実施する。また、同意書が取れない場合は、法的手続をとることを検討する。
R4年度	359	上下水道局営業課	40	財産調査・履行延期の特約等の措置	下水道使用料	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ徴収猶予や滞納処分の執行停止などをすべきであり、資力がある場合には滞納処分を検討すべきである。	支払いに応じない滞納者に対する財産調査を実施する。また、その調査結果に基づき、資力がなければ徴収猶予や滞納処分の執行停止などを、資力がある場合には滞納処分を検討する。
R4年度	361	上下水道局営業課	59	財産調査・履行延期の特約等の措置	水洗便所改造資金貸付償還金	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令171条の6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	支払いに応じない滞納者に対する財産調査を実施する。また、その調査結果に基づき、資力がなければ履行延期の特約を、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討する。
R4年度	365	学校教育課	42	遅延損害金等の徴収	中学校就学援助費	指摘	請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。	令和5年9月27日に自宅に行ったが留守だったため、「納付後に遅延損害金を請求します。」と記載した文書と納付書を投函した。その後反応がないが、引き続き自宅訪問や電話連絡を行い、元金・遅延損害金の回収に努める。